

災害福祉支援をめぐる 近年の動向について

近年、地震や豪雨、林野火災など大災害が全国各地で頻発しています。発災時の避難所においては、高齢者や障がい者・乳幼児などの要配慮者の特性に応じた支援が必要となるとともに、避難生活の長期化により生活機能低下や要介護状態の重度化等の二次被害が発生する懸念があります。

◎災害福祉支援チーム(DWAT)とは

大規模災害発生時に二次被害を防止するため、一般避難所等において、高齢者や障がい者、子ども等の要配慮者への支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)が全都道府県で組織されており、令和6年度末で約1・1万人の登録があります。

山形県では令和3年度に組織され、令和7年7月時点で82人がチーム員となっています。被災市町村からの派遣要請に基づき、事前に県と派遣に関する協定を締結した社会福祉法人や施設から、チーム員として登録された者4～6人が1チームとして、相談支援(福祉相談窓口、何でも相談)

談)、災害時要配慮者へのアセスメント(健康調査等)、日常生活上の支援など、普段の業務の専門性を活かした活動を、主に避難所で展開します。

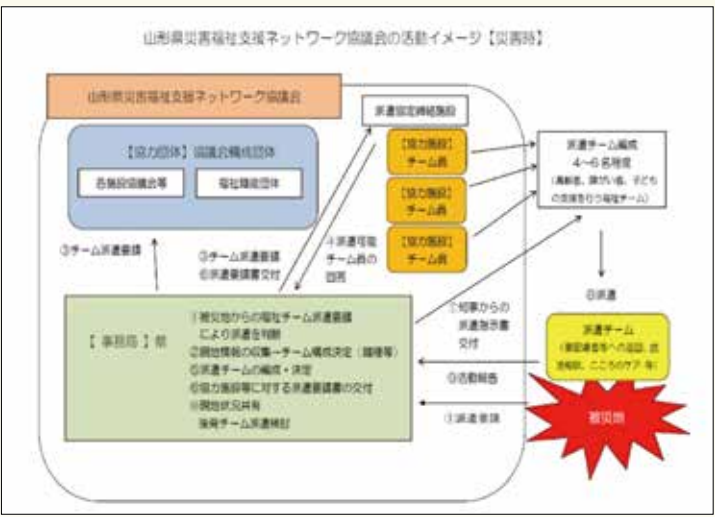


図 DWAT派遣のイメージ

令和7年度時点で、山形県内の派遣実績はありませんが、全国に派遣要請がなされた令和6年能登半島地震において、令和6年3月13日～16日までの期間、本県から初めて2名のチーム員を金沢市内の1・5次避難所(2次避難所につながるまでの一時的な避難施設)に派遣し、2次避難所につなぐための聞き取り調査

やアセスメントなどを行いました。

◎「場所の支援」から「人の支援」への転換

「令和7年、災害対策基本法等改正」

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策基本法等の一部を改正する法律が令和7年7月1日に施行され、「被災者に対する福祉的支援等の充実」が明文化されました。具体的には、災害救助法における救助の種類に「福祉サービス」の提供が追加され、福祉関係者との連携を強化する方針が示されました。

これにより、国のガイドラインではこれまでは災害派遣福祉チームによる福祉的支援は避難所で行う旨が規定されていましたが、これからは在宅や車中泊で避難生活を送る要配慮者にも対応する内容に改正されました。

◎令和7年度、40人が研修を修了!

山形県では、山形県災害派遣福祉チーム員養成研修を実施しており、令和7年度は基礎研修を8月に2日間、養成スキルアップ研修を10月に3日間開催しました。令和6年度の

本県での大雨災害の教訓もあり、例年以上の申し込みをいただき、日本災害福祉研究会共同代表の都築光一氏をはじめとする講師陣の指導の下、延べ40人が研修を修了しました。



被災地に派遣された想定で実践的な学びを深めます

研修を修了された社会福祉法人敬寿会の国井佳代さんは、「これまでも被災地支援に行った経験があるが、災害現場はそれぞれ状況が違う。DWA Tとして寄り添うことの大切さを改めて考える研修であった。派遣された際には、福祉分野のスペシャリストとしての専門性を発揮したい」と派遣に向けた意気込みを語っていた。また、鶴岡市社会福祉協議会の齋藤武さんは、「極限状態にある方にどのようにお応え

すればいいのか深く考える機会となった。避難所を運営するという視点が必要であることが、普段の業務との違いであると感じた。日頃の業務経験を活かせるような形で活動ができれば理想だと思う」と、研修を振り返っての感想をいただきました。

◎災害福祉支援の今後を考える

災害福祉の専門家であり、本県でのチーム員養成に講師としてご尽力いただいている都築光一氏よりコメントを寄せていただきました。



養成研修にて熱弁をふるう
都築光一氏

①地震災害や豪雨災害が頻発する近年における福祉的支援の必要性について

▼以前と違って、被災者における福祉支援対象者の割合が格段に高くなっており、今後県内の人口が減少していくなかでも、逆に福祉支援対象者数の割合が高くなることが予想されるところから、災害時における避難生活においては、福祉的支援

が不可欠になってきている。

福祉的支援がなければ、避難所環境が劣悪となるばかりでなく、災害における直接の被害を防ぐことができたとしても、二次被害は免れず、最悪の場合、災害関連死に至ることも予想されるので、こうした事態を予防することが望まれている。

②災害派遣福祉チーム員の養成研修における『東北モデル』。その特徴とその有効性について

▼災害派遣福祉チームの養成研修は、全国で実施されるようになってきているものの、全国統一というところまでは至っていない。その理由はさまざまあるものの、それぞれの都道府県で講師の都合も含めて実施可能な範囲で行われているのが実情である。そのようななかで東北では、

域内において災害が発生した際に、互いに支援し合えるよう「マニュアル」の内容を統一し、研修を実施できるようにした。研修プログラムも、「基礎登録研修」と「スキルアップ研修」を東北六県で実施している。

この研修では研修時間の半分をシミュレーション訓練に充てており、実践重視であることが特徴となっている。

③今回の法改正により、災害派遣福祉チーム活動が今後どのように変わっていくのか。

▼これからは在宅避難者対策や車中泊の方々への支援活動を充実させていくことが必要となる。また、これまでは被災地からの依頼などに基づいて知事が派遣していたところであるが、これからは「必要」と国が認めた場合も派遣されることとなった。このほかにも国レベルでの災害派遣福祉チームの派遣調整のために、全国社会福祉協議会に設置されている「中央センター」が役割を果たすこととなるので、広域支援ネットワーク協議会は、県外から受け入れるにせよ派遣するにせよ、必ずこの調整を行うために中央センターと連絡を取ることとなる。

令和7年度の災害関係法制への「福祉」の明文化は、令和元年9月に全社協が提言をとりまとめて以来、多くの福祉関係者が、その成立に向けて働きかけてきたものです。

今後、防災と福祉がより密接に連携して被災者支援に携わることで、災害派遣福祉チームの活動が活性化され、全国および都道府県単位でのチーム員養成が更に効果的に推進されることが期待されています。